

【子育て世帯向け改修工事】の内容

■子育て世帯向け改修工事の要件

- ・右に示すような分野に該当する工事を対象とする。これらの工事に必要な範囲に限って増築工事(躯体、外壁、内装)も補助対象にできる。
- ・戸建、共同住宅の住戸内のみを対象、共用部分は対象外
- ・必要に応じて、工事内容が要件を満たすか、カタログ等により確認するため交付申請書にカタログ等のコピーを添付

記号	分野
ア	住宅内の事故防止
イ	子どもの様子の見守り
ウ	不審者の侵入防止
エ	災害への備え
オ	親子がふれあえる空間づくり
カ	子どもの成長を支える空間づくり
キ	生活騒音への配慮
ク	子育てに必要な収納の確保
ケ	家事負担の軽減

■補助額の算定方法に応じた対象工事

- ・補助率方式は、ア～ケに該当する工事として**列挙した工事を補助対象**とすることができる。
- ・単価積上方式は、予め設定された単価のある工事のみ補助対象とすることができる。

■住宅に固定されないものは対象外

- ・工事を伴わず、住宅に固定されないで、設置される置き家具の類は対象外。
 - 例1 置くだけ、又は壁に突っ張り棒などで一時的に固定されるだけの遊具、チャイルドフェンス等
 - 例2 電気配線工事を伴わずに設置されるインターホン、防犯カメラなど。
 - ⇔いずれも壁や床などにねじ留めされている場合は対象になる。

【子育て世帯向け改修工事】の内容

■ 具体的な工事内容

1/2

記号	分野	具体的な工事内容
ア	住宅内の事故防止	・柱・壁等の出隅等の衝突防止のために行う角を丸める工事 ・床仕上を衝撃吸収性のあるクッションフロアに変更する工事 ・転倒防止の為に人感センサー付き照明器具の設置 ・転落防止手すりの設置、シャッター付きコンセントへの交換
イ	子どもの様子の見守り	・対面式キッチンとするためのキッチンの移設・交換、間仕切等工事 ・家事をしながら子どもの見守りができる家事スペースの設置
ウ	不審者の侵入防止	・防犯性強化のために行うガラス、サッシ、玄関扉の強化（リフォームする部位は原則CPマーク取得したもの）、後付けクレセント等、ツーロック化 ・防犯カメラ設置、カメラ付きインターホン設置等
エ	災害への備え	・家具固定用の長押、壁下地補強（構造用合板下地などを対象、家具固定自体は対象外） ・避難導線の確保のために行う玄関扉の耐震ドア化
オ	親子がふれあえる空間づくり	・親子でふれあえるスペースを作るために行うキッチン、浴室の拡張工事 ・キッチンの作業スペースを拡大するための調理台設置

137

【子育て世帯向け改修工事】の内容

■ 具体的な工事内容

2/2

記号	分野	具体的な工事内容
カ	子どもの成長を支える空間づくり	・親子で入ってトイレのトレーニングができる広さを確保するための工事 ・キッズスペースを設置するために行う床・壁仕上の張替え工事 ・子どもが使いやすく安全な水栓、電気スイッチ等への交換
キ	生活騒音への配慮	・外壁開口部の遮音性を向上させるための内窓設置、サッシ交換（JISに基づく遮音性能T1以上）
ク	子育てに必要な収納の確保	・収納の広さ確保のための間仕切り、内部造作等
ケ	家事負担の軽減	・掃除がしやすい床、壁、天井の仕上貼り替え工事

サッシの交換で採用するガラス交換、カバー工法、既存サッシ交換にあたっては、省エネルギー対策の評価基準にある「開口部の一定の断熱措置」に定める熱貫流率、日射熱取得率のものとすること。

■ 補助率方式の補助対象工事費の上限

記号	分野	具体的な工事内容	補助対象工事費上限
イ	子どもの様子の見守り	キッチンの移設・交換工事	1,500,000円/箇所
オ	親子がふれあえる空間づくり	・ユニットバスの大型化（給湯設備含む） ・ユニットバスの大型化（給湯設備含まない）	1,406,000円/箇所 837,800円/箇所
カ	子どもの成長を支える空間づくり	トイレの拡張工事	532,100円/箇所

138

【子育て世帯向け改修工事】の内容

■単価積上方式

・単価積上方式では、既にある単価を参考に設定

記号	分野	具体的な工事内容	対象工事費単価
ア	住宅内の事故防止	・床仕上を衝撃吸収性のあるクッションフロアに変更する工事	5,700円/㎡
イ	子どもの様子の見守り	・対面式キッチンとするためのキッチンの交換、間仕切等工事	690,000円/箇所
ウ	不審者の侵入防止	・防犯性強化のために行うガラス、サッシ、玄関扉の強化（CPマーク）	90,000円/箇所 （カバー工法、大サイズ）
エ	災害への備え	・避難導線の確保のために行う玄関扉の耐震ドア化	99,900円/箇所 （小サイズ）
オ	親子がふれあえる空間づくり	・親子でふれあえるスペースを作るために行うキッチンの拡張工事	690,000円/箇所
カ	子どもの成長を支える空間づくり	・親子で入ってトイレのトレーニングができる広さを確保するための工事 ・キッズスペースを設置するために行う床仕上の張替工事	300,000円/箇所 5,700円/㎡
キ	生活騒音への配慮	・外壁開口部の遮音性を向上させるための内窓設置、サッシ交換（JISに基づく遮音性能T1以上）	108,000円/箇所 （枠ごと交換、中サイズ）

開口部は、大きさ、工法を性能向上リフォーム工事に準じて設定している。

詳細は評価室HPから「子育て世帯向け改修工事の内容」を参照のこと。

https://r06.choki-reform.com/doc/child_r06.pdf

139

よくある質問と回答

②9 衝撃吸収性のある床材とはどのようなものか？

・クッションフロア等の床材で、JIS A6519(体育館用鋼製床下地構成材)に定められた方法により、G値が100G以下の衝撃吸収性能を有するものを想定しています。
交付申請時に添付する書類として、メーカーカタログ等で性能の表示されている資料を添付していただきます。

⇒他にもJIS等に基づいて性能確認を必要とする改修内容がありますので、評価室HPから、「子育て世帯向け改修工事の内容」を必ず確認してください。

https://r06.choki-reform.com/doc/child_r06.pdf

・木造の床(土台+根太+木質下地・仕上)も衝撃吸収性のある床材と認められますが、**衝撃吸収性のない床を木造の床とする工事**は補助対象にはなりません。

③0 インターホンの補助要件はどのようなものか？

・インターホンは、**住宅に固定される工事を伴うカメラ付きのもの**であれば、補助対象になります。**配線工事がない無線式等**のものでも、住宅に固定されるのであれば、補助対象にすることができます。

③1 イ 子どもの様子を見守りで認められる「対面式キッチン」の要件はどのようなものか

- 調理台、コンロ台、流し台のうち、2つ以上から居間(キッズスペースを含む)、食事室の少なくとも片方の過半を正面に見守ることができることとします。
- 調理台等の一部に間仕切り壁等がある場合、その過半から居間等を正面に見ることができれば、見守ることができると判断します。⇒下図参照
- この項目はキッチンの対面化を補助対象とするもので、LD部分の仕上げ工事は計上することができません。これは、キッチンの拡大でも同様です。仕上げ工事は、キッチン相当の面積(下図で網掛けした範囲)分、按分して計上してください。

この図の場合、

- 流し台：ダイニング等を正面に見ることができます。
- 調理台：一部に間仕切り壁があるので、以下による。

A 調理台からダイニング等を正面に見ることができる長さ、

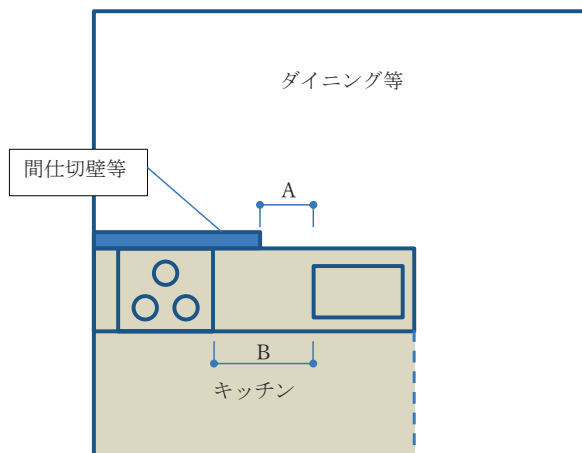
B 調理台の長さ

として、

$$A > B/2$$

であれば、調理台からダイニング等を見守ることができる判断します。

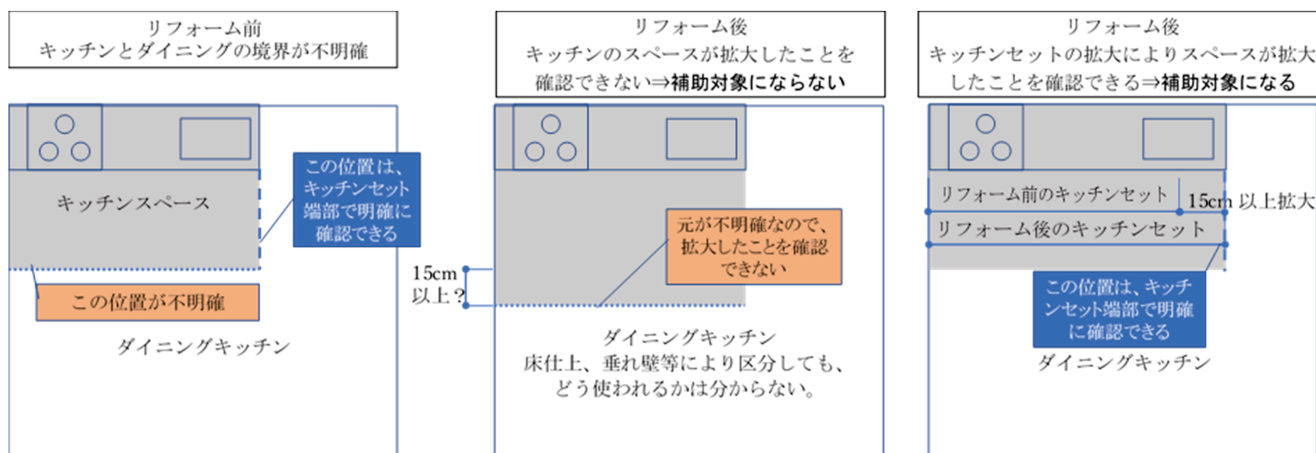
- 建具等によりキッチンとダイニング等が仕切ることができる場合、キッチンからダイニング等を見守ることができないと判断します。



141

③2 オ 親子がふれあえる空間づくりで認められる「キッチンの拡大」の要件はどのようなものか

- キッチンの作業スペースが拡大することを補助対象としますので、リフォームの前後でキッチンが独立タイプ、又は対面式等でキッチンの範囲が明確であることが必要です。
いわゆるDKタイプでは、キッチンの範囲を確定できない場合、補助対象とすることができません。キッチンセットのサイズが拡大する等、明確にキッチンが拡大することを確認できる場合、補助対象になります。下図を参照してください。



- DKタイプの場合でも、作業スペースを拡大するための作業台設置は補助対象になります。

142

③③ キッチンの補助対象工事費上限に含まれる設備等はなにか？

補助率の場合、キッチンの対面化、拡大の補助対象工事費上限には以下を含みます。

- ・ 台所流しの設置工事（間仕切り、袖壁、垂れ壁、キッチンカウンター設置工事を含む）
- ・ ガスこんろ若しくはIHクッキングヒーター又はこんろ台の設置工事
- ・ 給排水設備工事（節湯水栓含む）、ガス・電気工事、換気設備工事、照明設備工事、給湯器設置又は取替工事
- ・ 内装・下地工事（キッチンの範囲に限る）、その他工事

③④ 子ども室のリフォームを補助対象とする要件はどのようなものか？

- ・ 子ども室として使用できる室の数又は面積が増えるものを対象とします。
- ・ 元々子ども室が2室、合わせて20㎡あるとすると、3室以上とするか、20㎡超の面積とするリフォームが、補助対象になります。
- ・ 今ある和室等を子ども室とするために内装材張り替えを計上する場合、次のいずれかで補助対象にできます。
 - ・ 和室から洋室への変更するために行う内装仕上の変更、収納、建具工事。
 - ・ 防汚性のある内装材を用いて行う内装仕上の変更工事

143

③⑤ 増築を補助対象とできるのは、どのようなときか？

- ・ 子育て世帯向け改修を行うために増築することが必要で補助率方式を用いる場合。
 - 例1 キッズスペース、キッチンの対面化等、「子育て世帯向け改修工事の内容」に増築を含む旨、明示のある改修を行う場合。
 - 例2 キッチンの拡大を行うために隣接する脱衣室等を増築部分に移設する場合。
- ・ 単に趣味の室を作るためなど子育て世帯向け改修の中に該当しないリフォームのための増築は補助対象外です。
- ・ 補助対象となる増築部分に開口部がある場合、「開口部の一定の断熱措置」の基準を満たすものとしてください。

注）単価積上方式の場合、キッチンの対面化・拡張工事、ユニットバスの大型化、トイレの拡張工事については、単価に変更はありませんが、増築部でも補助対象になります。

③⑥ 給湯器の大型化の際、給湯器の種類・熱源を変更して良いか？

- ・ 燃焼式の給湯器から電気ヒートポンプ式給湯器などへ給湯器の種類を変更すると、大型化する変更かどうかの判断がつかないため、給湯器の種類を変更することはできません。
- ・ 給湯器の種類はそのまま、石油からガスなど熱源の変更は、給湯器の容量を確認することができますので、可能です。
- ・ 従来型の燃焼式給湯器から、潜熱回収型給湯器への変更も、同様に可能です。

③⑦ サッシの交換等を行う場合の一定の断熱措置とはどのようなものか？

- ・ 省エネルギー対策で、断熱等性能等級3等の基準に適合させる際に求められる「開口部の一定の断熱措置」の水準の断熱化を行ってください。具体的には、P116の内容のものです。

144